

職員の懲戒処分について

軽井沢町は、地方公務員法の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者と処分内容

- ① 当時の担当課長 男性（50代） 戒告
- ② 当時の担当係長 男性（50代） 戒告

2 処分事案の概要

令和 5 年度から令和 6 年度の間、保健福祉課福祉係の職員が特別児童扶養手当の進達に係る事務において、本来必要な業務を怠り、以下の事案が発生しました。

- ・ 県への未進達： 9 件
- ・ 更新者への通知の未送付： 6 件 合計15件

これにより、関係者の皆さまに多大なご迷惑をおかけし、町行政への信頼を著しく失墜させる結果を招きました。

3 処分日

令和 7 年11月11日

4 処分理由

上司として職員への指導・監督及び業務管理を適切に実施しなかったことにより、最終的に組織全体の信頼性や業務執行の適性を損なう事態を招きました。これらの行為については、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反するため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、懲戒処分を課すことといたしました。なお、当該担当職員については令和 7 年10月31日付で依願退職しています。

今後は、このようなことを引き起こさないために、業務の点検や検証を徹底するとともに、職員の意識改革に取り組んでまいります。

【地方公務員法第33条】

（信用失墜行為の禁止）

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

【地方公務員法第29条第1項】

（懲戒）

第29条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

本件に関する問い合わせ先

- 処分内容について：軽井沢町総務課人材育成係 電話： 0 2 6 7 - 4 5 - 8 8 0 2
メールアドレス： jinzai@town.karuizawa.nagano.jp
- 事案内容について：軽井沢町保健福祉課福祉係 電話： 0 2 6 7 - 4 4 - 3 3 3 3
メールアドレス： fukushi@town.karuizawa.nagano.jp